

コミュニティ通訳分科会主催ミニシンポジウム

2007 年 3 月 31 日

中京大学

「司法通訳・翻訳の正確性について」

<シンポジスト>

吉田 理加（通訳者／立教大学大学院S）

毛利 雅子（通訳者／南山短期大学[非常勤講師]）

津田 守（通訳学会理事／大阪外国語大学）

水野 真木子（通訳学会理事／千里金蘭大学）

2006 年度の日本通訳学会第 7 回年次大会での議論の続きとして、日本通訳学会コミュニティ通訳分科会では 2007 年 3 月 31 日に名古屋の中京大学でミニシンポジウムを行い、司法通訳・翻訳の「正確性」についてさらに討議しました。会場には多数の司法関係者、司法通訳者が来ておられ、多くの意見やコメントが出されました。以下、3 名のシンポジストの発言要旨と会場からのコメントをまとめました。（水野真木子）

発言要旨 1：吉田理加（通訳者／立教大学大学院 S）

通訳の正確性を考えるに当たり、異文化コミュニケーションの視座から、スペイン語通訳人が経験した事例について考察を行い、法廷通訳人の役割を言語コードの変換に限定することが訳出の正確性に与える弊害を実証的に示すことを目的として研究を行った。

まず、「意味は、言語と環境（コンテキスト）の相互作用から生起するものであり、言語自体に内包されているのではない」（Hanks, 1996, p. 266）こと、そして、コミュニケーションは言葉で明示的に話されないことに根ざしている（メイ、2005）ことを踏まえ、コミュニケーション出来事（communicative event）が異なれば通訳者の果たすべき役割も異なる（Angelleli, 2000）ことを念頭に置き、いくつかの事例を考察した。具体的な事例では、まず、マクロコンテキスト（社会体系、文化規範、慣習、信条等）

Community Interpreting SIG, "2nd Symposium on Equivalence in Legal Interpreting and Translation."

Interpretation Studies, No. 7, December 2007, Pages 307-312.

(c) 2007 by the Japan Association for Interpretation Studies

の異なりが発話の解釈を左右していると思われる事例を考察し、同じ発話でも聞き手によって異なる解釈がなされることを示し、さらに、「意味」はコンテキストに照らしあわせて規定・解釈されることから、会話で前提化され、明示的に語られないコンテキスト情報をも「訳出」する必要性を指摘した。次に、レジスターや丁寧度における等価性の保持という観点から、日本語の常態・敬体やスペイン語の *tú/Ud.* の使い分けによって表される効果などを、完全な等価性を保持して正確に訳出することには限界があることを示している事例を紹介した。

また、訳出における語彙やレジスターの選択・決定は、最終的には通訳人が自らのイデオロギーに基づいて主観的に選択しているものであり (Pöchhacker, 2006)、レジスターにおける等価性を追求することは、通訳人の主観、偏見、ステレオタイプに基づいた判断がなされる危険があることを指摘した。

そして、そのほかの通訳の正確性に関係する事例として、日本に長期間在住しているスペイン語圏出身者の中には、長年用いていないスペイン語よりも日本語での意思疎通を希望する人もいるが、一般に言われるところの「標準的な日本語」とは異なる体系を有する「日本語」を使用することがあるため、法曹三者との間で十分な理解・意思疎通が図られない場合があることについて述べた。

さらに、現在の司法手続きが法廷における訳出の正確性に与えている影響として、取調べ段階での調書が日本語(訳)のみで作成されているため、原発言で用いられた語彙、レジスター、スタイル、丁寧度などを知る術がなく、法廷で調書が引用されたり、読み上げられたりした場合、再びスペイン語に訳出することになり、被告人が記憶している原発言と微妙にずれが生じることになり、最悪のケースではそのずれが「通訳人の誤訳」であると判断されてしまう傾向があることについて述べた。上記をまとめると、以下の3点が今後の検討課題として挙げられる。

- 法廷を非対照的な権力・能力関係が存在する異文化コミュニケーションの場と捉える立場からすれば、法廷において通訳の正確性を確保するためには、法廷通訳人は言語で語られたことの訳出のみならず、言語化されない「前提」等の要素を含めて「訳出」する必要がある。
- レジスター等における等価性の保持に関しては、訳語のレジスターの選択には通訳人の主観やイデオロギーが介在し(Pöchhacker, 2006)、また、その解釈においても聞き手のステレオタイプ、偏見等が介在している可能性がある (Angermeyer, 2005) ため、完全な等価性の保持は非常に困難であることを共通認識にする必要がある。
- 同様に、通訳の正確性の確保に貢献すると考えられる点として、1) 捜査段階の外国語での供述の記録を整備すること、2) 通訳人認定制度の整備を通して法廷通訳人の質の向上を図ること、および 3) 日本というコミュニティに暮らす外国

人の特殊な言語使用状況をも考慮に入れた法廷通訳人の役割再考の必要、などが挙げられる。

発表者 2：水野真木子（千里金蘭大学）

ウェスタン・シドニー大学の Sandra Hale 氏は、「司法通訳の正確性とは『意図』『レジスター』『効果』を伝えること」と述べている。司法通訳の正確性について語る際に、「言語使用域の等価（Register Equivalence）」から「法的等価（Legal Equivalence）」に至るまでの幅広い意味で「等価性」が取り上げられるが、「意味」の等価性は「法的意図」や「法的効果」の等価性と両立するものだろうか。

例えば、起訴状や判決文の「罪となるべき事実」などのような極端に長い定型文は、文章構造そのものが法廷意図や効果に直結しているので、意味の等価性や訳文のわかりやすさを重視した場合、それらが失われることがある。（被告人にとっての罪となるべき事実を、1つの罪に対して、句点なしに、全て網羅するように書かれた文章を、構文のシステムが大きく異なる言語にそのまま訳すことは不可能である。内容が伝わるように訳すには構造を変える必要があるが、そのことによって法的意図などが十分に表現できなくなる可能性がある）。用語の点からも問題は多い。例えば、目的言語に法的等価物が存在しない場合、それを説明的に訳すと、意味は伝わるが、法廷意図と効果は失われる（例えば「強盗」は罪名、「強取」は行為を表すが、英語にはその区別はなく、どちらも robbery である）。このように、定型文や専門用語に関しては、法的意図や法的効果の等価性の担保は非常に難しいテーマであるし、構文や法システムの違いを考えても、完璧に等価性を保持することは不可能である。司法関係者が通訳人にどの程度の正確性を期待するかによって、通訳者の目指すレベルが異なってくる。

次に、証人質問などでの特に法的専門性のないスピーチを訳す際には、また別の難しさがある。話者が一般人であるため、必ずしも理路整然と話されるわけではないし、感情など微妙な点については、表現方法が文化によって異なることがある（例えば、「神」や「悪魔」に関わる表現について、そのニュアンスを正確に日本語に訳すのは難しい）。話者の意図を正確に読み取れるかがポイントである。また、話者のレジスターを保つことも簡単ではない（例えば、教育レベルが非常に低い人特有の話し方を別の言語で同等のレベルに訳すのは、心理的にも抵抗があり、非常に難しい）。

2009 年度から裁判員制度が導入される予定であるが、一般人が判決を下す際、通訳者の訳し方によってその判断に影響が出ることは容易に予想される。一般の人が人間を判断する際、印象に左右されることは周知の事実である。このことは、Susan Berk-Seligson が模擬裁判員を使って行った実験結果によっても明らかである。

司法手続きにおいて、言語は最も重要な要素である。法体系や文化が異なり、さらに言語構造が異なる 2 言語間ではどの程度の「等価」をもって通訳や翻訳の正確性を規定するのが重要な課題である。

発表者3：毛利雅子（通訳者／南山短期大学非常勤）

私自身は、英語通訳者として活動している立場からコメントしたい。英語での司法通訳の場合、ネイティブよりもノンネイティブ、例えば英国の旧植民地出身者といったように本人にとって英語はあくまで母語ないし第1言語ではない方の通訳をすることが多いため、通常想像されるような標準英語を話してくれるわけではないことも多いということを前提に話を進めていく。

最初に水野会員からお話のあった「正確性」「等価性」だが、まず語彙レベルから考えていかなければならない。先ほど「みだりに」という言葉が出てきたが、その他に起訴状、また捜査段階で出てくる書面では、例えば「大麻である大麻草」とわざわざ大麻のことを表現する。また、隠して持ってきたということを「隠匿携帯した」などと表現している。これらは文字で見ればわかるが、音のみで聞くと日本語を母国語としている我々であっても、すぐには理解しがたいものがある。また、欧州言語との違いで見ると、「共謀者」「職員」など日本語だけでは単数か複数かがわからないものもある。このように、語彙レベルから通訳者が直面する「正確性」「等価性」の問題がある。

また、吉田会員のお話にあったように、法廷参加者の中には英語の堪能な方もいらっしゃるが、ご自分は英語が分かるからという認識のもと、それぞれの理解で判断されてしまうことがある。例えば一般動詞と be 動詞の区別がつかない被疑者も多いが、日本人は英語を義務教育から受けているということもあって、聞いた単語だけを取り出してご自身の理解で話をしようとされる方も存在する。本来なら全体的な意味、コンテキストとして聞いていただきたいが、英語の場合、参加者ご自身が英単語は聞き取れるという方も多しだけに、通訳者を通してではなく、参加者自身の理解で、しかも word by word で取られてしまうこともある。通訳者をどう使うか、通訳者の役割をどう認識するかという点も、「正確性」「等価性」を維持するためには議論していかなければならない問題だと考える。

次に、レジスターの問題だが、先ほど藤井先生（藤井成俊氏。末尾の「フロアからのコメント」参照）のお話にもあったように、心証形成に大きく関わると実感した例がある。私が実際に経験したこの事案では、被告に対する反対証人尋問で自分に不利なことを言われたくないがために、被告が証人に対して少し脅しをかけた調子で、“Do you know who my brother is?” と発言した。これが大きく心証形成に関わったのは、脅しとするなら、例えば日本の昔の仁侠映画のような脅迫的訳出にすべきだが、果たしてこの訳出が法廷という場にふさわしいかどうか、といった点はまだ結論が出ていない。先ほど通訳人は忠実に、というお話があったが、レジスターの面から見ても「忠実に」というのはどこまでをもって「忠実」なのか、という問題がある。

また、日本の英語学習者でもよくある間違いだが、例えば “Didn’t you run away?”（そこから逃げなかったのか？）のような否定疑問文、もしくは付加疑問文型の質問

も検討すべき点だろう。この形の質問をされる法廷参加者が多いが、この文型の答えには苦勞する点がある。なぜなら Yes か No だけを答えられた場合、それが事実を認めているのか否か、という点を確認しなければ全く正反対のことを言っている場合もあるからである。英語を母国語としている人ならば誤解はないだろうが、非母国語話者の場合、この例ならば「逃げなかった」という意味で Yes と言っている場合もある。しかし、法廷参加者はご自分で Yes か No かという返事を聞いているので、それで判断される方もいる。英語がわかる参加者が多いという事実はわかるが、仮に自分で理解できるとしても、通訳人がいるのであれば最後まで通訳人に任せるという認識を持っていたらと思う。

しかし、一方で、通訳者の能力はどう判断するのかという問題がある。現段階では司法通訳認定制度が確立されておらず、応募すればよほど能力面で問題がなければ採用される可能性がある。特に日本人の場合、英語は義務教育から勉強していること、また英会話ができれば通訳ができる、留学していたから通訳ができる、英検1級を持っているから通訳ができる、TOEIC が 900 点だから通訳ができる、という誤った認識が一人歩きしている。しかし、決してそんなことはない。通訳者は単に言語を機械的に訳すだけではなく、言語が存在する文化も伝えていく必要があるからである。

そういう意味で、法廷で通訳の「正確性」「等価性」を維持しようとする、通訳者の裁量や責任を明確にしなければならないし、それに応えうる通訳者のみを採用するという認定制度がぜひとも必要だと思う。

この後、津田守会員（大阪外国語大学大学院通訳翻訳学専修コース教授）より、若干の参考文献の紹介があり、続いて「法廷通訳における正確性」についてフロアを交えて議論が行われた。以下、フロアからのコメントを要約していくつか紹介する（一部、フルネームが分らない方がいます。ご了承ください）。

- ユリド氏（インドネシア語通訳者。検察庁、警察、弁護士会で10年以上の経験あり）
宣誓証言の文言は、文化圏や宗教によって被疑者に分かりやすいように変えるべきである。例えば、「誠実に良心に従って…」は、インドネシアでは「国の為に」と変えたほうが被疑者に分かりやすい。
- マシュード氏（パキスタン出身。ウルドゥー語通訳者）
イスラム教の人の場合も「良心に従って」より、「アラーの神に、自分の子供の為に誓って」のほうが、うそをつかないことになる。弁護士と接見に行くと、パキスタンの文化として、通訳人は唯一助けてくれる人と思われ、弁護士を無視して、話しかけてくるので困っている。

- 黒坂美智代氏（手話通訳士、愛知県手話通訳士協会事務局長）
手話通訳は弁護士会でようやく登録が始まったところである。手話はもともと福祉が入り口で、今のところボランティア活動が多く、プロが育たない。会議通訳とコミュニティ通訳という分け方をすると、コミュニティ通訳に入るが、障害者のための通訳、法廷通訳者としてなど、実態によって解釈のレベルが違うので問題が山積している。
- 早川氏（裁判所職員。元書記官、現在は事務局で、直接刑事、民事に係わっていない）
以前、当直などを通じて拘留質問の際に得た個人的な感想として、とくに英語より少数言語の場合、通訳人の人的体制が整っていないという印象を受けている。10分程度の通訳のために4、5時間待ってもらうこともあり、日当報酬も安く、1回勝負なのに、通訳の方たちは、よくやってくださっている。法廷通訳に関して言えば、最近では、英語に堪能な検察官、弁護士、裁判官が増えている。このようなパネルディスカッションや、通訳学会を通じて通訳の質の向上が図られることは、裁判所としても望ましいことだと思う。
- 藤井成俊氏（弁護士）
正確性については、あまり悩まず、例えば、「みだりに」は「理由もなく」、「隠匿し」は「こっそりと」に置き換えて通訳してください。法律用語は茶の湯と同じで、難しくして分かりにくくしているところがある。分かってしまったら価値がない。しかし、裁判員制度が始まると、判断する人に難しい言葉が通じなくなるので、法務省や最高裁で日常言葉に直している。通訳していて、迷ったら聞く、善意に解釈しない、をモットーにしてください。分からない箇所を再度言い直してもらうよう裁判官にお願いするのもよい。
- 関沢紘一氏（米軍横須賀基地法務官）
このような場でのブレイン・ストーミングは素晴らしいことだ。言葉はメッセージであり、はたして人間は言葉で考えているのだろうか？言葉以前に思考があるのではないか。コアにあるメッセージをどのように正確に伝えていくかが重要であろう。
- 鶴田知佳子氏（日本通訳学会理事）
[会議通訳やビジネス通訳の立場から]「中立性」が大事とは言われても、実際に企業の利益が前面に出るような現場では、企業側の主張をわかりやすく伝える必要があり、どちらの立場にも与さない中立性を保つことは難しい場合がある。こういう点では司法通訳とは異なる。